

令和3年9月小郡市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年9月10日(金) 午後1時57分 開会

2. 開催場所 小郡市役所 南別館3階会議室

3. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(所有権移転)

議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権設定)

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告第4号 農地所有適格法人要件の確認について

4. 会議に出席した委員(13名)

1番	赤川 敏彦	2番	天本 正幸	(欠席)
3番	大中 久敏	4番	木村 博佳	(欠席)
5番	草場 小夜子	6番	後藤 感二	(欠席)
7番	白水 壽徳	8番	田籠 新	(欠席)
9番	田中 善道	10番	寺崎 廣喜	
11番	寺崎 多加子	12番	中原 孝司	(欠席)
13番	永利 春雄	14番	西岡 利子	(欠席)
15番	野口 忠弘	16番	久光 壽子	(欠席)
17番	肥山 繁雄	18番	福田 壽光	(欠席)
19番	藤井 豊志	20番	藤井 政秋	(欠席)
21番	柳 昭好	22番	柳 蔵司	(欠席)
23番	山下 梅夫	24番	山田 憲二	(欠席)

5. 会議に欠席した委員(11名)

6. 会議に出席した事務局職員(3名)

- 会長 時間前ですが、委員おそろいですので、始めたいと思います。
新型コロナウイルス感染症対策として、全国農業会議所より示された、「新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う農業委員会組織の運営等の対応について」を参考に「総会」を開催いたします。
総会の開催に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。
新型コロナウイルス感染症に伴う、緊急事態宣言が福岡県は延長されまして、まだまだ、終息が見えないところです。
引続き、不要不急の外出や三密対策など、感染症対策をお願いいたします。
このような中、小郡市農業委員会定例総会を開催いたしましたところ、ご参集頂き厚くお礼申し上げます。
本日は議案 3 件、報告事項 4 件でございますが、委員各位の慎重な審議をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長 ただいまの出席委員は 13 名で委員定足数に達しております。  
なお、議席番号 1 番委員ほか、10 名より欠席届が出ております。  
よって、令和 3 年 9 月小郡市農業委員会総会は、ここに成立いたしましたので開会いたします。ただちに本日の会議を開きます。  
本来ですと、分科会にて事前審査をお願いするところでございますが、緊急事態宣言中の三密対策で分科会を開催することができませんが、十分なるご審議方よろしくをお願いいたします。

[日程第 1 議事録署名委員の指名]

- 議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、3 番 大中 久敏 委員、5 番 草場 小夜子 委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第 2 議案の審査]

- 議長 これより日程第 2、議案の審議を行います。
議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、1 件を議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

番号1は、下岩田地内の畑1筆です。3条による有償移転で売買となります。

(面積、譲渡人・譲受人、価格の説明)

譲渡人は経営規模縮小のため、譲受人は経営規模拡大のため売買されるものです。

(位置図で場所の説明)

以上、譲り受け人は、すべての農地を有効に活用すること、機械、労働力、技術及び下限面積など、農地法第3条第2項各号には該当しないため問題はないものと思われま

す。なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成でございますので、原案どおり許可と決定いたします。

○議長 続きまして、議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、所有権移転5件を議題といたします。

事務局から提案理由の説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の2ページをお願いします。

議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、所有権移転について説明を申し上げます。

番号1は、寺福童地内の田5筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号2は、大崎地内の田9筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模縮小のため、県農業振興推進機構へ買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、議案書3ページ、番号3ですが、9月になって判明したんですが、所有権移転仮登記が抹消されずに残っております。ですので、ここに議案として掲載しておりますが、9月15日までに所有権移転仮登記の抹消が行われる可能性が低いいため、こちらについては、保留案件とさせていただきたいと思っております。申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

次に、議案書4ページ、番号4は、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、県農業振興推進機構より買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

次に、番号5は、八坂地内の田2筆です。

(面積、所有権を移転する者・所有権の移転を受ける者、価格の説明)

経営規模拡大のため、県農業振興推進機構より買入れされるものです。

(位置図により場所の説明)

なお、譲受人は経営面積や従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしており、先月開催しました地区会議に於いても了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。
質疑を行います。何かありませんか。
(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。
許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。
(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号は原案どおり承認いたします。

○議長 続きまして、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、利用権貸借について5件を議題といたします。それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の5ページをお願いいたします。

議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認、利用権設定について、提案理由の説明をいたします。

農業経営基盤強化促進事業による利用権設定については、例年、年に2回、3月と9月に利用権設定の受付を行っていますが、補助事業等の要件を満たすために、例外的に申請を受理いたしております。

番号1から番号3までは、下西鯉坂地内の田3筆です。新規就農に伴い、申請があったものです。

番号1と番号2は、親子間の利用権貸借です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃料の説明)

番号3は、親族間での利用権貸借です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃料の説明)

(位置図により場所の説明)

次に、議案書6ページ、番号4と番号5は、横隈地内の田2筆です。

(面積、利用権を設定する者・利用権の設定を受ける者、利用目的、期間、賃料の説明)

番号4と番号5に分けさせていただいたのは、10アール当たりの賃借料が異なるために分けさせていただいております。

6月の利用権設定に間に合わなかったため、申請があったものです。

(位置図により場所の説明)

なお、先月開催しました地区会議に於いても、了承を頂いております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長 事務局からの提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。何かありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特に、質問・意見ないようです。本案件について、原案通り承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号は原案どおり承認いたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

[日程第3 報告事項]

○議長 それでは、議案を終了し、これより報告事項に入ります。

報告事項4件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局 それでは、議案書の7ページをご覧ください。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による届出3件につきまして報告いたします。

番号1は、八坂地内の田2筆です。

貸主の都合により、合意解約されるものです。

番号2は、下西鯨坂地内の田1筆です。

借り人の都合により、合意解約されるものです。

番号3は、光行地内の田1筆、八坂地内の田1筆、合計2筆です。  
売買のため、合意解約されるものです。

詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の8ページをご覧ください。

報告第2号、農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の転用届出について、3件の報告いたします。

番号1は、小郡地内の田1筆です。

貸露天駐車場とするため、届出が提出されたものです。

番号2は、津古地内の登記地目は山林ですが、市街化畑1筆です。露天駐車場にするため、届出が提出されたものです。

番号3は、津古地内の登記地目は山林ですが、市街化畑2筆です。集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

詳細につきましては記載のとおりです。

続きまして、議案書の9ページをご覧ください。

報告第3号、農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の転用届出について、1件の報告いたします。

番号1は、小板井地内の畑1筆です。

集合住宅を建築するため、届出が提出されたものです。

なお、詳細につきましては記載のとおりです。

○事務局 次に、報告第4号、農地所有適格法人要件の確認につきまして報告いたします。

議案書10ページ～14ページをご覧ください。

まず、農地所有適格法人について、ご説明いたします。

農地所有適格法人とは、「農地法」で規定されたもので、定められた要件を満たすことにより、「農地に関する権利の取得が可能な法人」となります。

また、農地所有適格法人は、農地法第6条第1項において、法人の毎事業年度終了日、(いわゆる決算の日)から3か月以内に、農地等の所在地を管轄する農業委員会へ、事業状況等の報告をすることが義務付けられており、農業委員会は、その法人が農地法上の要件を欠いていないか、また欠くおそれがないかについて、この報告によって確認することになっています。

なお、確認要件は、「法人形態」要件、主たる事業が農業である

という「事業」要件、「構成員」要件及び「役員」要件の4要件を確認することとなります。

それでは、番号1について、報告いたします。

番号1は令和3年8月6日に、農地法第6条及び農地法施行規則第58条の規定により、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号1については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

次に、番号2は令和3年8月31日に、提出がありましたので、農地所有適格法人要件確認書により報告いたします。

法人名、代表者、所在地、事業内容については「農地所有適格法人要件確認書」に記載のとおりです。

こちらも、先程説明しました4要件を法人報告書により審査しましたところ、番号2については、全ての要件を満たしておりましたので、「適合」と判断しているところであります。

以上、簡単ですが報告いたします。

○議長 事務局から報告が終わりましたが、報告事項4件につきまして何かご質問はありませんか。

(質問、意見なし)

○議長 特にないようです。以上で、本総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

○議長 お諮りします。議事録作成に当たり、本総会中の誤読などによる字句、数字等の整理、訂正につきましては、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

○議長 異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委



任していただくことに決定いたしました。

○議長 以上で、令和3年9月、小郡市農業委員会総会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

令和3年9月10日（金） 午後 2時22分 閉会